

令和2年4月3日
(8月18日更新)
出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の影響による継続就職活動中又は
内定待機中の方の在留期間の更新について

- ① 就職活動を行う期間としての「特定活動」を許可されている方については、通常は卒業後1年を超えない範囲での活動が認められています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き本邦において就職活動を行う場合は、当該期間を超えて在留期間の更新を受けることが可能です。

また、資格外活動の許可を受けることも可能です。

- ② 内定者が就職するまでの期間としての「特定活動」を許可されている方は、通常は就職までの期間が、内定後1年以内であってかつ卒業後1年6月を超えない範囲での活動が認められています。

新型コロナウイルス感染症の影響により採用予定時期が変更となるなどして、引き続き本邦に在留する場合は、当該期間を超えて在留期間の更新を受けることが可能です（注）。

また、資格外活動の許可を受けることも可能です。

①、②ともに、在留期間更新許可申請書のほか、本人作成の理由書のみをもって審査します。

(注) 本取扱いにより許可された「特定活動」を更新するための申請は、在留期限のおおむね1か月前から申請を受け付けます。1か月前より前に申請いただいた場合、審査結果が出るまで長期間お待たせする可能性がありますので、ご承知おきください。